

児童養護施設の災害時におけるマニュアルに関する研究

—児童養護施設における災害マニュアル実態調査及びマニュアル作成のための手引きの策定—

波田塁英治¹⁾、清水益治²⁾、吉岡眞知子³⁾、青井夕貴⁴⁾、森俊之⁴⁾、

西村重稀⁴⁾、碓氷ゆかり¹⁾、水上彰子⁵⁾、成田朋子⁶⁾

1) 聖和短期大学 2) 帝塚山大学 3) 東大阪大学 4) 仁愛大学 5) 富山福祉短期大学 6) 名古屋柳城短期大学

＜要　旨＞

本研究の目的は、児童養護施設が災害時マニュアル等を作成する上での基礎資料を収集することと「マニュアル作成のための手引き」を策定することであった。質問紙調査とヒアリング調査の2つを実施した。質問紙調査では、全国のすべての児童養護施設（603カ所）に調査を依頼した。回収された調査票は247票であり、回収率は41.0%であった。ヒアリング調査では大洋学園（岩手県大船渡市）と熊本天使園（熊本県合志市）の2施設で面接調査を実施した。

本研究の結果、児童養護施設における「災害マニュアル作成のための手引き」には、次の内容を盛り込む必要があると考えられた。①全ての災害に対してマニュアルを作成すること、②作成にあたって、災害対策に関して様々な省庁等が発信しているサイトを見ること、③災害の規模や程度にあわせたマニュアルを作成すること、④災害発生が夜間を想定したマニュアルを作成すること、⑤入所しているすべての子どもに応じられるマニュアルを作成すること、⑥避難後の生活の仕方についても含めること。

また、マニュアル作成後にも、次の点が必要であることが示唆された。①災害時にはマニュアル通りに指揮系統が機能しないこともあるので、全職員がマニュアルを把握する研修を実施すること、②マニュアルに基づく避難訓練を実施すること、③災害発生時に、マニュアル通りに児童避難の確認や施設の被害状況の確認が正確にはできないこともあるので、隨時マニュアルの加筆修正を行うこと。

＜キーワード＞

災害時マニュアル、児童養護施設、危機管理

【はじめに】

我々が実施した「幼稚園・保育所・認定こども園における災害に対応した人的システムに関する調査研究」（平成25～27年科学研究費助成事業、課題番号 25516022 研究代表者：千葉武夫）では、幼稚園・保育所・認定こども園における災害マニュアルの整備状況が明らかになった。地震、豪雨、洪水、暴風、津波等の災害に対応したマニュアルの有無について、地震79.4%、豪雨29.6%、洪水31.4%、暴風34.8%、津波29.7%で、地震は8割の園がマニュアルを有していたが、その他は3割程度の結果であった（洪水、津波に関しては危険性のある園のみ回答）。このことから、災害に対するマニュアルの課題が明らかになった。放課後児童クラブにおいても、同様に災害のマニュアルが整備されていなかった（「放課後児童クラブの災害時におけるマニュアルに関する研究」平成25年度児

童関連サービス調査研究等事業財団法人こども未来財団、主任研究者：千葉武夫）。

これらの研究を踏まえて、本研究では、児童養護施設が災害時マニュアル等を作成する上での基礎資料を収集することと「マニュアル作成のための手引き」を策定することを目的とした。

【方法】

1. 質問紙調査

調査対象 全国のすべての児童養護施設（603カ所）に調査を依頼した。回収された調査票は247票であり、回収率は41.0%であった。

材料 「児童養護施設の災害時におけるマニュアルに関する調査研究」として9ページ、大項目12問からなる調査票を作成した。調査内容は、「児童養護施設の所在地や規模等、並びに回答者について」「地震」「豪雨（土砂崩れを含む）」「洪水」「暴風」「津波」「避難するとき」「再開

までの事業運営計画」「子どもに対する安全指導」「学校との連携」「災害に備えて施設に備蓄しているもの」「昨今の災害の教訓を生かし、施設で新たに実施したこと」とした。依頼文の中で、本調査の集計はコンピュータにより統計的に処理し、個別名をあげての報告はしないこと、調査に協力いただいた方にご迷惑をかけないよう万全の注意を払うことを明記し、倫理的に配慮した。

手続き 平成28年12月22日付けで、調査票を依頼文と共に郵送し、平成29年1月31日(必着)で返信してもらうようにした。

2. ヒアリング調査

調査対象 2つの施設、大洋学園(岩手県大船渡市)と熊本天使園(熊本県合志市)でヒアリング調査を実施した。各施設の概要等は、ヒアリング調査の結果の冒頭に示す。

調査内容 「災害時の状況」「マニュアルの内容、作成方法、活用状況」「備蓄」「災害を振り返って」等とした。

手続き 大洋学園は平成29年4月20日(木)10時30分から12時、熊本天使園は同26日(水)13時から13時30分に、筆者や共同研究者が訪問してヒアリングを実施した。

【結果と考察】

1. 質問紙調査

(1)被災経験

「貴施設は、地震(各災害名)による被害を受けたことがありますか。「ある」「か「ない」のどちらかに○をつけてください。なお、ここでの「被害」は「事業に支障が出た場合」とします」と尋ねた。表1は各災害による被災経験を示したものである。地震被害は19.8%、暴風被害は12.1%と比較的多い数値であり、豪雨被害は6.5%、津波被害は3.3%で、洪水被害は2.8%と災害被害にあっている施設は少なかつた。

(2)災害関係のサイト閲覧経験

「各災害に関して、記入者は次のサイトを見

たり、そのサイトが発信しているDVDをみたことがありますか(「はい」か「いいえ」のどちらかに○をつけてください)」と求めた。また「災害のマニュアル等に関して、記入者は次のサイトを見たり、そのサイトが発信している当該資料などを見た経験がありますか(「はい」か「いいえ」のどちらかに○をつけてください)」と求めた。これらの質問に対しても「はい」と答えた施設の割合を示したものが表2である。

表1. 各災害の被災経験 (%)

災害名	はい	いいえ	無回答
地震	19.8	80.2	0.0
豪雨	6.5	93.3	0.2
洪水	2.8	74.5	22.7
暴風	12.1	86.2	1.7
津波	3.3	88.0	8.7

40%以上の施設が「はい」と答えたサイトは、防災マニュアル作成の手引き、気象庁の震度データベース、国土交通省の洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ、土砂災害警戒避難・土砂災害ハザードマップであった。一方、e-カレッジ・防災・危機管理、地域子ども教育推進事業安全管理マニュアル、学校防災マニュアル作成の手引き、気象庁の防災啓発ビデオは20%程度であった。

表2. 災害関係のサイト閲覧経験 (%)

サイト	「はい」の割合
気象庁のレーダー ナウキャスト(洪水・雷・竜巻)	37.2
気象庁の震度データベース(地震)	49.4
国土交通省の津波ハザードマップ(津波・火山などを含む自然災害全般)	39.3
土砂災害警戒避難・土砂災害ハザードマップ(豪雨(土砂崩れを含む))	40.9
国土交通省の洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ(洪水)	42.1
気象庁の防災啓発ビデオ(急な大雨・雷・竜巻)	21.9
e-カレッジ・防災・危機管理(総務省・消防庁)	19.4
地域子ども教育推進事業安全管理マニュアル(文部科学省)	20.2
学校防災マニュアル作成の手引き(文部科学省)	21.5
防災マニュアル作成の手引き(各地方自治体)	52.2

(3)マニュアルの有無とその対応状況等

表3の1行目は、「地震(各災害名)災害に関するマニュアルがありますか。どちらかに○をつけてください」として「ア. ある イ. ない」の選択肢を示した際に、「ア」が選ばれた割合(%)を示したものである(括弧内は実施設数)。洪水と津波に関しては、「地理的特性により、洪水や津波の心配はない」と回答した施設は分母から外して割合を算出した。地震災害に関するマニュアルが「ある」は75.7%であったが、豪雨、洪水、暴風等は30%程度であった。津波に際しては15.4%と低かった。

次に、「ある」と答えた施設に、「次に対応したマニュアルになっていますか。対応しているものすべてに○をつけて下さい」として、回答を求めた。その結果が「対応状況」欄である。

「災害規模や程度にあわせたマニュアル」については、津波は90%以上、その他の災害は70%以上であった。災害規模や程度にあわせた

マニュアルは非常に高い率で整備されていた。

「発生が夜間を想定したマニュアル」について、地震と津波は40%程度であったが、洪水は30%程度、豪雨は20%台であった。児童養護施設は入所施設であること、また、夜間は勤務している職員の数が少ないという実態がある。以上のことから、発生が夜間を想定したマニュアルの作成が50%以下であることは、災害が夜間に発生した場合に児童を安全に避難誘導できるのか危惧される。

「年齢別のマニュアル」について、地震と洪水は3%程度であり、豪雨、暴風、津波は2%台と非常に低い数値であった。児童養護施設は幼児から18歳未満が入所している。年齢別のマニュアルを作成されている数値が非常に低いということは災害発生時に入所児童を安全に避難誘導できるのか危惧される。

表3. マニュアルの有無とその対応状況、含まれる内容等 (%)

	地震	豪雨	洪水	暴風	津波
マニュアルありの割合(施設数)	75.7(184)	35.6(88)	23.5(58)	27.9(69)	15.4(38)
対応状況					
ア. 災害の規模や程度にあわせたマニュアル	79.3	78.4	77.6	75.4	92.1
イ. 発生が夜間を想定したマニュアル	48.9	29.9	32.8	26.1	42.1
ウ. 年齢別マニュアル	3.8	2.3	3.4	2.9	2.6
エ. 子どもが様々な場所で、別々の活動をしている場合に対応したマニュアル	27.7	19.3	13.8	15.9	18.4
オ. 配慮をする子どもに対応したマニュアル	10.3	9.2	5.2	7.2	7.9
含まれる内容					
ア. 災害発生前の施設設備の安全点検	72.3	77.3	72.4	72.5	81.6
イ. 備蓄物資	85.9	86.4	82.8	81.2	86.8
ウ. 非常持出品	64.1	73.9	69.0	63.8	71.1
エ. 避難場所・防災マップ	77.7	85.2	87.9	82.6	81.6
オ. 避難経路図	69.6	68.2	72.4	66.7	76.3
カ. 避難訓練	88.6	70.5	69.0	55.1	81.6
キ. 避難場所への誘導方法	83.2	77.0	96.6	68.1	81.6
ク. 災害発生中の子どもへの関わり方	42.9	36.4	37.9	33.3	39.5
ケ. 災害時の職員の役割	84.8	75.0	79.3	66.7	73.7
コ. 児童相談所・都道府県の担当者との連携・協力体制	56.5	62.5	62.1	56.5	55.3
サ. 学校との連携・協力体制	42.4	42.5	48.3	37.7	42.1
シ. 避難している間の過ごし方	15.8	13.8	20.7	13.0	28.9
ス. 災害後の子どもの心のケア	17.4	15.9	12.1	15.9	18.4
セ. その他(以下の空欄にお書き下さい)	3.3	0.0	3.4	1.4	2.6
研修や話し合いなどを通じて、マニュアルの周知を図る取り組みを行っている	80.0	67.4	63.8	62.5	88.9
マニュアルに基づく避難訓練を行っている	88.8	61.6	60.0	36.4	77.8

「子どもが様々な場所で、別々の活動をしている場合に対応したマニュアル」では、地震は20%台であったが、豪雨、洪水、暴風、津波は10%台であった。

「配慮を要する子どもに対応したマニュアル」について地震は10%程度であったが、豪雨、洪水、暴風、津波は10%以下であった。児童養護施設は被虐待児童数の入所率が約59.5%、障害等がある児童の入所率は約28.5%（平成25年2月1日、児童養護施設入所児童等調査結果）もあり、災害発生時に配慮を要する子どもに対応するマニュアルがなく避難誘導等できるのかが危惧される。

④マニュアルに含まれている内容

「災害発生前の施設整備の安全点検」について、津波は80%程度で、地震、豪雨、洪水、暴風は70%台であり、災害発生前の施設整備の安全点検を高い割合で実施していた。

「備蓄物資」について、各災害全てにおいて備蓄物資が80%以上用意されていた。災害に備えて多くの施設が物資を備蓄していた。

「非常持出品」では、豪雨、津波は70%以上で、洪水、暴風は60%以上であった。災害に備えて多くの施設が非常持ち出し品を用意していた。

「避難場所・防災マップ」では、豪雨、洪水、暴風、津波は80%で、地震70%以上であった。多くの施設が避難場所を把握し、防災マップを作成していた。

「避難経路」では、津波と洪水は70%以上で、地震、豪雨、暴風は60%以上であった。避難経路を確定している割合が60%から70%であるのが危惧される。「避難訓練」では、地震と津波は80%以上、豪雨、洪水は70%程度、暴風50%台であった。全ての災害を想定した避難訓練が行われていないことが危惧される。

「避難場所への誘導方法」について、洪水は96.6%、地震、津波が80%台、豪雨、暴風は70%程度であった。全ての災害を想定した避難

場所への誘導方法が確立されていないことが明らかになった。「災害発生中の子どもへの関わり方」では、地震と津波は40%程度で豪雨、洪水、暴風は30%台であった。災害発生中の子どもへの関わり方が各職員間で統一されていない実態が明らかになった。

「災害時の職員の役割」については、地震は80%以上、豪雨、洪水、津波は70%台、暴風は60%であった。入所施設である児童養護施設で災害時における職員の役割が決まっていない施設があった。「児童相談所、都道府県の担当者との連携・協力体制」について、災害発生時に児童相談所、都道府県の担当者との連携・協力体制がとれているのが約半数の施設だけであった。

「学校との連携・協力体制」では、地震、豪雨、洪水、津波は40%台で、暴風は30%台であった。「避難している間の過ごし方」では、津波、洪水は20%台で、地震、豪雨、暴風は10%であった。「災害後の子どもの心のケア」では、各災害共に10%台であった。児童養護施設には心的外傷を持っている児童も多く入所しているので危惧される数値であった。

マニュアルに含まれる内容を分析すると、避難訓練や避難場所への誘導方法の2つの項目内容は高い数値であった。児童福祉施設運営設置基準に従って避難訓練が実施されている。多くの施設で、備蓄物資があるのは入所型施設である児童養護施設の特徴を示している。しかし、災害発生中の子どもへの関わり方は50%を割っており、避難している間の過ごし方や災害後の子どもへのケアは、マニュアルにはほとんどが記載されていなかった。

研修や話し合いなどを通して、マニュアルの周知を図る取り組みを行っている割合は、地震、津波は80%台で、豪雨、洪水、暴風は60%であった。また、マニュアルに基づく避難訓練を行っている「地震」88.8%、「豪雨」61.6%、「洪水」60.0%、「暴風」36.4%、「津波」77.8%であった。

2. ヒアリング調査

1) 社会福祉法人 大洋会 児童養護施設 大洋学園（岩手県大船渡市）

(1)施設の概要

定員は 46 人（満 1 歳～18 歳）で現在 56 人が在籍している。施設規模 敷地面積 4940 m² 床面積 1495.17 m²。

この施設は、平成 23 年 2 月 11 日より本園一部をユニット化して小規模グループケアに移行したため、日課を廃止した。それに伴い、各ホームでの生活が中心となるため、日課に変わり生活の目安時間を設けた。居住棟は多くは鉄筋コンクリート造りの平屋建てである。

法人本部は大洋学園の近隣にあり、当法人が運営している知的障害者等の施設も近くにある。

(2)ヒアリングで得られた情報

①被害状況

法人施設では、建物が流失、床上浸水があつた。「大洋学園」は壁亀裂、窓落下程度であった。

入所児童と職員の様子は大洋学園・児童家庭支援センター・入所児童の家族 2 名死亡、職員家族 3 名死亡、建物流失・全壊・半壊 9 戸、他法人内施設では利用者 5 名死亡、職員家族 5 名死亡、建物流失・全壊・半壊 25 戸であった。

②マニュアルの活用状況とその見直し

法人危機管理マニュアルがあり、それによると理事長を本部長とする対策本部を設置することになっていたが、理事長が来ることができない中、施設長中心で対策本部を設置し指揮系統の体制をつくった。この理由は、情報が錯綜し、組織内で一本化させる必要があるからである。また、10 日間、電話、ネット関係が普及するのに時間がかかり、情報面での孤立状況が続き外部との連絡ができない状況であった。外部との連絡をとる手段として役立ったのはトランシーバーであった。

地域の銀行や労金はお金がなくなる中、備蓄残量を確認し、食糧や支援物資の確保と保管に

注意を払った。法人全体の灯油の残量、ガソリンの残量を点検し保管に気を配った。

家族への無事の連絡は、翌日来園した児童相談所に依頼し、衛星電話で家族に元気な声を届けた。当時、岩手県等から子どもの個々の心理的対応、職員の精神的負担等で心理支援者、児童精神科医等を派遣してくれていたが、その支援がいつまで続くかについては未定であった。

③備蓄について

食料備蓄は数日間分あったが、発生後 20 日間の子どもの食糧は「1 日おにぎり 1 個と味噌汁」という状況の時もあった。子どもの献立は栄養士が考えて衛生管理にも気を配った。

④職員の危機管理意識の向上に向けて

様々な出来事があったが、子どもが落ち着きを取り戻したのは約半年後であった。子どもにとっては、目に見える直接的な被害がなかったため、身近な環境が変わらない中での現実（缶詰状況等々）とのギャップが大きくストレスがたまり、がまんができないなど行動に表れた。子どもたちを被災地に連れて行き、その現実を知らせる機会ももった。時には、ホーム単位で県内陸部への散歩に出かけ、子どもたちの気分転換を図った。「子どものいのちを守ることへの使命感は共通していたが、被災状況の違う職員たちの意識の違いが微妙にあり、一人ひとりの職員間の意識に対しベテラン職員が対応しケニアした。

⑤被災地支援を実施

陸前高田市教育関係者から「陸前高田市の児童福祉施設は崩壊した。大洋学園と児童家庭支援センター大洋がカバーを頼む」との依頼を受け、障害者相談支援事業・地域活動支援センターの職員と心理職が中心で被災した子どもやその家族、障害者を中心に支援に当たった。

(3)ヒアリングを通して学んだこと

「危機管理マニュアル」にその時の対応が示されていても、そのように行かない事態になることは多々ある。しかし、普段から「危機管理マニュアル」を全職員で共有し理解しているからこそ、いざという時にはその場に合った対応ができる。組織的に「危機管理マニュアル」を共有する必要性を改めて感じた。また、栄養士、保育士、心理カウンセラー等の専門職を生かした被災地援助体制がとられていた。

直接被害を受けなかった施設と直接被害を受けた地域の子どもたちとで被害に対する認識が違い、「被害を受けなかった子どもたちに現実の不便さや我慢しなければならないことを理解させるのに困った」と、子どものストレスに対する配慮やケアが難しいことや、子どもへの関わり方もその場に応じて対応することの重要性について学んだ。

2) 社会福祉法人 聖嬰会 児童養護施設 熊本天使園（熊本県合志市）

(1)施設の概要

定員は 62 人、本体施設が 50 人(在籍 58 人)、地域小規模児童養護施設(2~19 歳)は 12 人(在籍 12 人)であった。

施設規模 敷地面積は 53,693 m²、床面積 2,122.59 m²、その他 1,485.72 m²。

本施設は、豊かな自然、広大な敷地の中にあり、樹木、花壇、芝生運動場や多目的に使用できる広場を有している。住居棟は鉄筋コンクリート造りの平屋建て。経営主体は社会福祉法人「聖嬰会」。法人本部は兵庫県宝塚市仁川にある。本体施設は女子棟、男子棟に分かれ 6~8 人のグループで生活している。地域小規模児童養護施設は本園から車で 10 分ほどの所にある。職員構成は、施設長、事務長、事務員、保育士、児童指導員、臨床心理士、栄養士、調理員、個別対応職員、機関的職員、里親支援専門相談員、看護師の計 47 名。

(2)ヒアリングで得られた情報

①災害時の状況

4月 14 日 21:26 熊本県熊本地方を震源とする地震(前震)では施設がある合志市は震度 5 強であった。当日の宿直者と統括主任の 3 名は園児を直ぐに第一避難場所(園庭広場)へ避難誘導した。

近隣の地域小規模児童養護施設の 12 名も戸外に避難していた。宿直担当者と各施設へ駆け付けた職員は、園児の体調等の確認及び施設の被害状況の確認をした。施設の破損などは少なく、電気、水道(井戸水)、ガスなどのライフラインも使用可能だった。避難から 2 時間後、園児、職員は各ホームに戻り眠った。28 時間後 4 月 16 日 1 時 25 分の地震(本震)では合志市は震度 6 強だったが、この時も園児は速やかに避難した。戸外へ 2 度も避難した園児達は、施設に戻ることを怖がったので、ホーム単位でコールマンテントを張り、そこを生活拠点にして一週間過ごすことになった。コールマンテントは園児たちの屋外活動用として常備していたものである。食糧はほぼ 5 日分備蓄していたが、すぐに不足するのでは不安があったものの、その後順次調達できるようになった。一方「また地震が起きるのではないか」との地震に対する園児の不安が大きく、職員は片時も園児の傍を離れることが出来ない状態であった。職員自身の家庭も被災していたが、自宅には帰らず、園児に寄り添い「大人が側にいる安心感を持たせたい」と懸命な努力があったとのことだった。

②災害時のマニュアルの活用状況とその後の見直し

2 回の地震は共に夜間にきた。1 回目の地震では地震への恐怖で動搖する園児の避難・誘導が上手くできるか宿直担当者は危惧したが、スムーズに対処できた。小規模養護施設園児も同様であった。それは、災害マニュアルの宿直体制に基づき、毎月、夜間に避難訓練を行っていたので園児、職員共に混乱が少なかつたのではないかと考えられる。施設間の被害状況や職

員の被災状況は、個人所有の携帯電話「ライン」で情報共有した。他の通信手段、固定電話、携帯電話、メールは地震後直ぐに使用不能となり、「ライン」はその後も使用でき効果的であった。1回目の地震後、これまでの災害マニュアルの様式では園児避難の確認や施設の被害状況の確認が時系列に正確にはできていないことに気づき、取得すべき情報の項目や記録欄の必要性など、具体的な内容でマニュアルの加筆修正を行った。また、避難後の生活の仕方についてもマニュアルが必要であることを感じ、新たなマニュアルつくり作業を始めたため、2回目の地震では十分であるとは言い切れないが、前日の話し合いを生かした対応ができた。テント生活をする中で、人員点呼表、人員確認表、緊急対応用勤務表(ホーム別)、緊急対応勤務表(業務別)、不在者安否確認表などのチェック項目の見直しを図り、現在の「大規模地震対応マニュアル」を作成し、職員と共有した。

③備蓄について

災害を想定して備蓄はしていたが大規模災害を経験し、備蓄の内容充実と保管の重要性を再認識し、耐震性を強化した備蓄庫を新たに建築こととなった。備蓄は、食糧、水、ランタン、テント、発電機、ライト、トランシーバー、生活用品(トイレットペーパー、救出セット、衣料品セット)、拡声器、エマージェンシート、ポリタンクなどで、これらを2か所に分けて保管する予定である。

④職員の危機管理意識の向上に向けて

園児の全ての安全を守るための「園内安全管理委員会」が職員6名により組織されている。年2回の定期会議では、災害、火災、竜巻(ナウキャスト参考)、台風、不審者、遊具安全管理等、全てのマニュアル項目の見直しが図られている。職員全体では毎月1回の避難訓練時の話し合いを行い、改善点、課題内容が園内安全管理委員会に提言する仕組みになっている。ホームごと

の定期的な話し合いは毎週1回程度実施しており、災害時の伝達、役割分担の確認等を行い、職員の危機管理意識の向上を図っている。

(3)ヒアリングを通して学んだこと。

園児とともに職員も避難をし、混乱している状況であるにも関わらず、その翌日から災害対応マニュアルの見直しが行われていた。かつて経験したことのない災害を経験し、その必要感からの取り組みであった。次の事態を予想し、マニュアルの見直しや、新たなマニュアルの作成に向けて歩みだしたのは、災害に対する日ごろの準備と訓練の成果である。

「大規模地震対応マニュアル」は、落ち着くに伴って現在の書式に新たに作り変えている。そこには被災した直後の共通認識として浮かび上がった、誰でも、何処でも、何時でも職員一人ひとりが新たな役割を果たせるように、ブレーカー復旧の仕方、ガス元栓の閉じ方、コールマンテントの建て方等、写真と詳細な取扱いを明示し、具体的な表記をするなどの工夫をしていた。

園児にとって施設は家庭であり、それぞれのホームは家族である。災害が起きても傍にいる大人が落ち着いていれば子どもは安心し安定する。園児が安定すると職員も落ち着いて情報を整理し、より子どもの側にたって物事を冷静に判断ができる。災害マニュアルと日ごろの訓練こそが、災害時にも生かされ、そのことが子どもにとって最も必要な安定的な環境をつくることを学んだ。

【総合考察】

児童養護施設における「災害マニュアル作成のための手引き」には、次の内容を盛り込む必要があると考えた。①全ての災害に対してマニュアルを作成すること、②作成にあたって、災害対策に関して様々な省庁等が発信しているサイトを見ること、③災害の規模や程度にあわせたマニュアルを作成すること、④災害発生が夜

間を想定したマニュアルを作成すること、⑤入所しているすべての子どもに応じられるマニュアルを作成すること、⑥避難後の生活の仕方についても含めること。

マニュアル作成後にも、次の点が必要であることが示唆された。①災害時にはマニュアル通りに指揮系統が機能しないこともあるので、全職員がマニュアルを把握する研修を実施すること、②マニュアルに基づく避難訓練を実施すること、③災害発生時に、マニュアル通りに児童避難の確認や施設の被害状況の確認が正確にはできないことがあるので、隨時マニュアルの加筆修正を行うこと。

最後に、児童養護施設の災害マニュアルの整備は、入所している児童の生命を守るだけでなく、児童が災害時の対応を身につけることにもつながる。そして、施設退所後にも役立つ児童の災害対策に係る資質・能力を高める効果も期待できる。また、乳児院等、他の児童福祉施設に関しても同様の研究が求められる。